

情報提供日	2020年(令和2年)4月20日
問い合わせ先	政策局市民相談室(能登・橋本)
	918-5002(ダイヤルイン)内線2277

報道機関 各位

新型コロナウイルス緊急法律相談ダイヤルを開設します！

1. 目的

新型コロナウイルスの感染が拡大し、市民の暮らしに大きな影響を及ぼしている中、市民に最も身近な基礎自治体として、新型コロナウイルスに関する法律相談を緊急的に実施して、市民の安心・安全を図ります。

2. 申込み

(1) 日時

令和2年4月21日(火)～5月15日(金)(土日祝日を除く)
午前10時～午後5時(最終日は午後3時まで)

(2) 対象

明石市内に在住、在勤の方

(3) 申込方法

電話による事前予約制

※ 筆談対応・手話通訳が必要な方については、別途対応します

(4) 電話・FAX番号

電話：078-918-6059(新設)
FAX：078-918-5102(市民相談室)

3. 相談

(1) 日時

令和2年4月21日(火)～5月15日(金)(土日祝日を除く)
午後1時～午後4時

(2) 相談時間

1人30分以内

(3) 費用

無料

(4) 相談方法

電話による法律相談(明石市役所から相談者に電話します)

(5) 対応

明石市役所の弁護士職員

(6) 広報

添付のチラシや広報あかし5月1日号などで案内

以上

市役所の**弁護士職員**がおこたえます /

新型コロナウイルス

無料

30分

電話で

緊急 法律相談ダイヤル



TEL **918-6059**

FAX **918-5102**

※筆談対応・手話通訳が必要な方はお知らせください

予約受付

4/21(火) ~ 5/15(金)

平日 **10:00 ~ 17:00**

(最終日は15:00まで)

対象 | 明石市民、市内の事業者

相談日

4/21(火) ~ 5/15(金)

平日 **13:00 ~ 16:00**

市役所からお電話させていただきます

例えば...



コロナのことで
不当に解雇された

仕事

経営

休業していて
テナント料が
払えない



身に覚えのない
マスクが突然
家に送られてきた

消費生活